

議案第5号

公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則（規則第6号）の一部 改正について

1 改正趣旨

現在、会の組織図は、本会組織規則（規則第6号）第7条に基づき別表として位置づけられており、組織図を変更するために総会での承認が必要となります。

今後、委員会等の新設・廃止時において、適時組織図を変更するために、組織図を規則から削除し、別に定めるために改正するものです。

2 改正内容

本会組織規則（規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のとおり改める。

本会の組織図は別に定める。

別表 組織図を削る。

3 その他

規則改正後、細則を新設し組織図を定める予定。

（細則に規定する組織図の改正は、理事会承認となる。）

公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則改正 新旧対照表

改正した条文のみ記載。下線を付した部分は改正箇所を示す。

改正後	現 行
公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則 規則第6号 2013年4月1日制定 2016年6月11日一部改正 2020年6月27日一部改正 <u>2022年6月25日一部改正</u> 第1条～第6条 (略) 第7条 本会の組織図は<u>別に定める。</u> 附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。 附 則 この規則は、2017年4月1日から施行する。 附 則 この規則は、2020年6月27日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2022年6月25日から施行する。</u> <u>別表</u> 削除	公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則 規則第6号 2013年4月1日制定 2016年6月11日一部改正 2020年6月27日一部改正 第1条～第6条 (略) 第7条 本会の組織図は別表のとおりとする。 附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。 附 則 この規則は、2017年4月1日から施行する。 附 則 この規則は、2020年6月27日から施行する。 別表 (略)

公益社団法人北海道社会福祉士会組織規則（案）

規則第 6 号

2013 年 4 月 1 日制定

2016 年 6 月 11 日一部改正

2020 年 6 月 27 日一部改正

2022 年 6 月 25 日一部改正

（目的）

第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 4 条に規定する本会の事業を円滑に実施するため、必要な組織及び職制を定めることを目的とする。

（正副会長会議）

第 2 条 会務を系統的に執行する機関として、正副会長会議を置く。

2 正副会長会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、顧問、相談役とする。

3 必要に応じて、会長が指定する者の出席を求めることができる。

4 正副会長会議は、次のことを統括する。

（1）本会の事業推進に関すること。

（2）事務局の運営に関すること。

（3）本会委員会の設置及び運営規則に定められた委員会の運営に関すること。

（4）その他事業運営に必要な事項に関すること。

4 正副会長会議は会長が招集し、少なくとも 2 か月に一回は開催しなければならない。

（事務局）

第 3 条 前条に規定する会務執行を補助する機関として、定款第 48 条に規定する事務局がこれにあたる。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は別に定める。

（倫理委員会）

第 4 条 会員の行動規範、懲罰、倫理、苦情対応及び不服申し立て等に関することを審議する機関として、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会の運営に関する事項は別に定める。

（委員会及び事業部会）

第5条 本会の事業を円滑に実施するため、委員会又は事業部会を設ける。

2 委員会及び事業部会の設置及び運営に関する事項は別に定める。

(地区支部)

第6条 本会は定款第36条の規定に基づき、支部（以下「地区支部」という。）を組織することとする。

2 地区支部の運営に関する事項は別に定める。

(組織図)

第7条 本会の組織図は別に定める。

(改廃)

第8条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 本規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年6月27日から施行する。

附 則

この規則は、2022年6月25日から施行する。